

あさぎり町不妊治療助成事業のご案内

あさぎり町では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため不妊治療に要する費用の一部を助成する制度を実施しています。

対象者

- 特定不妊治療費助成 → 県の助成を受けている方
- 一般不妊治療費助成 → 治療開始時の妻の年齢が**43歳未満**である方

また、下記の(1)～(4)のいずれにも該当される方が対象となります。

- (1) あさぎり町の住民であり、引き続き居住する見込みがある方
- (2) 不妊治療を受けている方
- (3) 他の自治体にて同一の助成を受けていない方(熊本県助成を除く)
- (4) 町税を滞納していない世帯の方

助成の種類

■特定不妊治療費助成

※特定不妊治療助成には**男性不妊治療助成も含まれます**

■一般不妊治療費及び人工授精費用助成



助成の詳細は次のページ以降でご確認ください



【用語解説】

一般不妊治療

タイミング法、排卵誘発法、その他薬物療法（漢方療法など）があります。

[保険適用]

人工授精

人工授精（運動良好精子選別法：A I H）は、子宮の中に直接精子を注入する方法です。

[保険適用外]

特定不妊治療

一般の不妊治療では妊娠することが難しいと判断された際に行われる治療で、「顕微鏡授精、体外受精」などがあります。[保険適用外]

男性不妊治療

特定不妊治療の一種で、精子回収術（T E S Eなど）があります。[保険適用外]

問い合わせ先

あさぎり町役場健康推進課 TEL：0966-45-7216

特定不妊治療費助成（県の助成+町の助成）

◆ 通算助成回数

町では決めておらず、県の助成を受けている方が対象となります

◆ 助成上限額

助成金の額は、特定不妊治療に要した費用（入院費、凍結保存料、食事代等治療に直接関係ない費用を除く）から熊本県特定不妊治療費助成事業による助成金の額を控除した額とします。助成額は下記のとおりです。

- | | | |
|----|---------------------------|---------|
| 女性 | 県の助成額が30万円の場合 | →上限30万円 |
| | 県の助成額が10万円の場合 | →上限10万円 |
| 男性 | 県の助成額に男性不妊治療分30万円が加算される場合 | →上限30万円 |

◆ 申請に必要な書類

- (1) あさぎり町特定不妊治療費助成事業申請兼請求書（第1号様式）
 - (2) 熊本県知事に提出する「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し
 - (3) 「熊本県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し
 - (4) 当該特定不妊治療費に係る領収書の写し
 - (5) 納税証明書（滞納がない証明書）※夫婦それぞれの書類が必要です
 - (6) 熊本県特定不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書の写し
 - (7) 治療当事者二人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）
 - (8) その他、町長が必要と認める書類
- 事実婚の関係にある夫婦のみ

※申請期間は県の助成が承認されてから1年以内となります。

(2)・(4)・(6)の写しがない場合は、申請された保健所に発行を依頼してください。依頼の際には本人確認が必要となりますので免許証等の身分証明できるものをお持ちください。

※ 熊本県特定不妊治療費助成については人吉保健所へお問い合わせください。

TEL：0966-22-3107

不妊治療費等助成(町の助成のみ)

◆ 助成内容

1年間の治療費夫婦合算額5万円を限度とし、助成期間に要した一般不妊治療費及び人工授精費を助成します。(通算5年間)

助成金の額は、不妊治療等に要した費用(治療に直接関係ない費用を除く)とします。治療開始時に妻が43歳未満である必要があります。

◆ 申請期間

一般不妊治療及び人工授精を実施した日から1年以内。年度ごとに申請してください。

◆ 申請に必要な書類

- (1) あさぎり町不妊治療費等助成事業申請兼請求書 (第2号様式)
 - (2) 医療機関証明書(第3号様式)
 - (3) 薬局等証明書(第4号様式)
 - (4) 不妊治療等に係る領収書
 - (5) 納税証明書(滞納がない証明書)※夫婦それぞれの書類が必要です
 - (6) 事実婚関係に関する申立書(第5号様式)
 - (7) 治療当事者二人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明)
 - (8) その他、町長が必要と認める書類
- } 事実婚の関係にある夫婦のみ

※一般不妊治療・人工授精の助成に関しては医療機関の指定はありません。

治療が終わったら

次のページのチェックリストを活用して

申請準備をしてみましょう。



申請書類チェックリスト

■特定不妊治療費助成（県の助成を受けている方が対象です）

チェック	提出書類
	（第1号様式）あさぎり町特定不妊治療費助成事業申請兼請求書
	県に提出した「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し
	「熊本県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し
	特定不妊治療に係る領収書の写し
	納税証明書（滞納がない証明書）※夫婦それぞれの書類が必要です
	熊本県特定不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書の写し （事実婚関係にある夫婦のみ）
	治療当事者二人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明） ※事実婚関係にある夫婦のみ

■人工授精・一般不妊治療費助成

チェック	提出書類
	（第2号様式）あさぎり町不妊治療費等助成事業申請兼請求書
	（第3号様式）あさぎり町不妊治療費等助成事業医療機関証明書
	（第4号様式）あさぎり町不妊治療費等助成事業薬局等証明書
	不妊治療等に係る領収書
	納税証明書（滞納がない証明書）※夫婦それぞれの書類が必要です
	（第5号様式）あさぎり町不妊治療費助成事業事実婚関係に関する申立書 ※事実婚関係にある夫婦のみ
	治療当事者二人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明） ※事実婚関係にある夫婦のみ

【注意事項】

チェック

県の承認通知書の写しの右上の承認日は1年以内ですか？

電話番号は日中連絡がとれる番号ですか？

他の市町村で助成を受けたことはありませんか？
（転入前の市町村に照会する場合があります）

申請者と口座名義人は同一人物ですか？

納税証明書（滞納がない証明書）は、夫婦それぞれとられましたか？

領収証は治療費と治療以外（入院・食事代）が区別できるものですか？